

第3章

住まい・まちづくりの
めざすべき将来像と基本的な方針

住まい・まちづくりの めざすべき将来像と基本的な方針

1 めざすべき、住まいとまちの将来像

計画の目標年次である10年後を見据え、これからの暮らし、住まい、まちの3つの視点から、めざすべき将来像を以下のとおりとし、県民が愛知に住むことに誇りと愛着をもち、また、県外の人が愛知に住むことを望むような住まい・まちづくりに努めます。



- | | |
|-----------------|--|
| 将来像
1 | 自然環境や社会環境の変化に対応した暮らしの安全・安心確保の視点
県民の誰もが、安全に命が守られ、安心して健やかに暮らしている |
| 将来像
2 | 良質な住宅の供給や健全な住宅の流通による住生活向上の視点
県民が、良質で健全な住まいで暮らし、住み継いでいる |
| 将来像
3 | 住生活産業や関係団体との連携による居住環境や居住地性能の維持・向上の視点
環境と調和し、スマートで魅力ある豊かなまちが形成されている |

各将来像の具体的なイメージは以下のとおりです。

将来像
1

自然環境や社会環境の変化に対応した 暮らしの安全・安心確保の視点

県民の誰もが、安全に命が守られ、 安心して健やかに暮らしている

- 南海トラフ地震、頻発・激甚化する自然災害、また、新型のウイルス感染症など県民の生活を脅かすリスクが高まる中にあって、県民の生命や健康を守るために、住まいとまちの安全性を高め、危機に備えていくことをめざします。
- 人生100年時代、高齢者世帯の増加、世帯の少人数化、また、住宅確保要配慮者が増加する中において、全ての県民が、住みたい「住まい」、住みたい「まち」で、安心して健やかに暮らしていることをめざします。

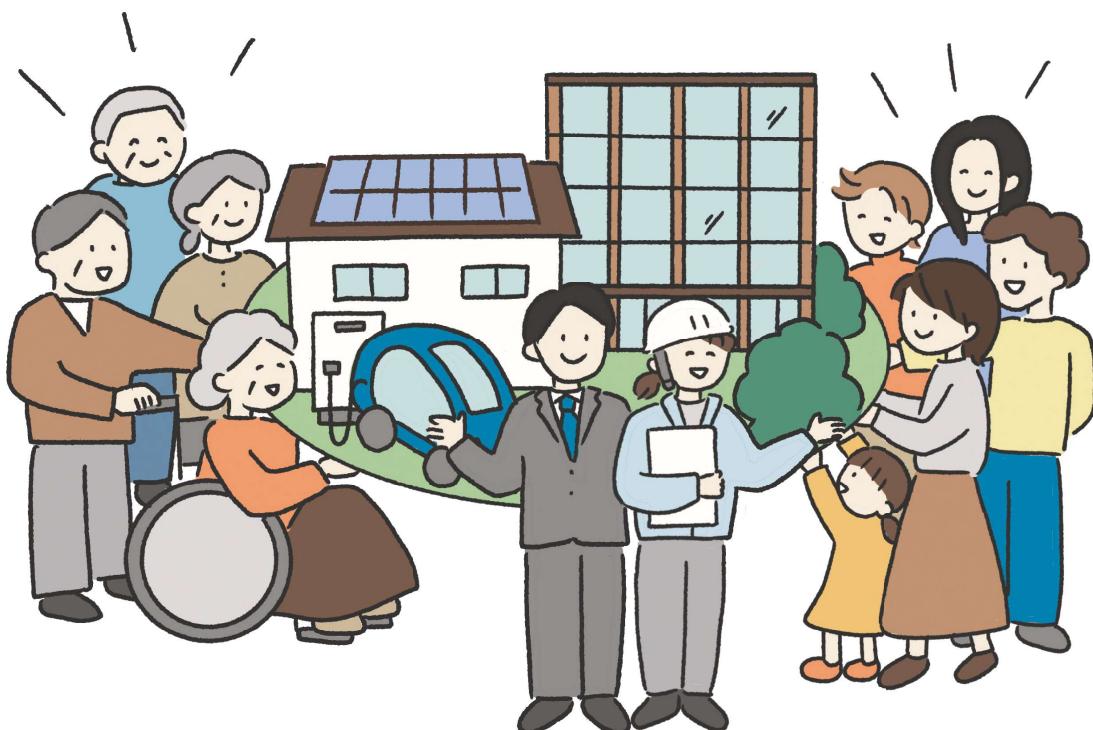


将来像
2

良質な住宅の供給や健全な住宅の流通による住生活向上の視点

県民が、良質で健全な住まいで暮らし、 住み継いでいる

- カーボンニュートラルの実現が大きな課題となる中にあって、地球環境への負荷が少ない、省エネルギー性能の高い良質な住まいの供給が一般的となり、また、それらが次の世代に住み継がれていくことをめざします。
- 住まい手の多様なニーズに応じた既存住宅への住み替えを活性化するため、耐震や温熱環境など基本的な性能を満たす健全な住まいが市場に広く流通していることをめざします。



将来像
3

住生活産業や関係団体との連携による
居住環境や居住地性能の維持・向上の視点

環境と調和し、スマートで魅力ある 豊かなまちが形成されている

- まちの豊かさや住みやすさを向上させるため、住まいやまちのリノベーションや新技術を活用したサービスの提供を行う地域の住生活産業等が発展し、地域の担い手の活動が活性化していくことをめざします。
- 県民、地域団体、住宅関連事業者、公的団体、行政などの関係団体が同じ方向を向き、連携した取組を進めていくことで、良好な管理のもと、地域の歴史・自然・文化などが環境と調和したまちの魅力を育み、将来にわたり維持していくことをめざします。



2 基本的な方針と8つの目標

住まい・まちづくりの基本的な方針として、3つのめざすべき将来像に対応した、以下の3つを方針の柱とし、8つの目標を定めます。

方針 I

安全・安心で「『健やかな暮らし』をまもる」

目標1 危機に備え、命と健康が守られた安心な暮らしの確保

- (1)南海トラフ地震等の大規模地震への備え
- (2)頻発・激甚化する自然災害や新型のウイルス感染症など多様化する危機への備え

目標2 子どもを安心して育て、子どもが健やかに育つ暮らしの環境づくり

- (1)子育て世帯、若者や子どもたちのライフスタイル実現のための居住環境の形成
- (2)子育て世帯、若者や子どもたちの多様なニーズに応じた住まいの選択肢の提供と住教育の推進

目標3 高齢者の健康で安全・安心な暮らしの確保

- (1)高齢者が安心して暮らし続けられる居住環境の形成
- (2)高齢者が健康で安全・安心に住み続けられる住まいの確保

目標4 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の確保

- (1)住宅確保要配慮者の住まいの確保と入居・生活支援の活性化
- (2)公営住宅の適切な供給と管理
- (3)公的賃貸住宅における多様な地域のニーズへの対応

方針 II

良質で健全な「『住まい』をすみつぐ」

目標5 カーボンニュートラルの実現に向けた住まいの質の向上

- (1)住宅・住宅地における省エネルギー性能等の向上
- (2)資産として継承できる良質な住まいの供給と適切な維持管理の促進

目標6 良好な維持管理、適切な評価による健全なストックの形成・循環

- (1)リフォームや適切な評価等による既存住宅の循環の促進
- (2)マンション管理の適正化と長寿命化・再生の促進

方針 III

魅力ある「『豊かなまち』をはぐくむ」

目標7 環境と調和した豊かなまちを育む地域産業の育成・支援

- (1)地域における住生活を取り巻く課題を解決する産業・市場の育成
- (2)地域材の活用の促進、地域の住宅産業の支援

目標8 地域特性に応じた魅力と住みやすさの維持・向上

- (1)多世代が住みやすく、住み続けられる住宅地の維持と再生の促進
- (2)空き家対策の推進
- (3)市町村や住民が主体となり進める地域の課題に対応した住まい・まちづくりの推進